



## 室蘭市ごみステーションの設置基準及び清潔保持等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第44号）第27条第2項に規定するごみステーションの設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) 設置者 ごみステーションを設置する者をいう。
- (3) 管理者 ごみステーションを管理する者をいう。
- (4) 利用者 管理者により管理されているごみステーションを利用してごみを排出する市民をいう。
- (5) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する住戸を2戸以上有する建築物(2世帯住宅を除く)をいう。
- (6) 共同住宅の建築主 共同住宅を建築しようとする者をいう。
- (7) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者がいるときは当該権限を有する者をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため、管理者、利用者、共同住宅の所有者等及び、町内会等の住民組織と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

### (市民の責務)

第4条 管理者及び利用者は、次の各号に掲げる方法により、ごみステーションの清潔保持に努めなければならない。

- (1) 鉄カゴやネット等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
  - (2) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃、草刈り及び除雪については、管理者及び利用者全員が協力して行うこと。
- 2 管理者及び利用者は、ごみステーションの清潔保持等のための市の施策に協力しなければならない。
  - 3 管理者は、近隣でごみステーションの共同利用を求める市民がいるときは、これに可能な限り協力しなければならない。

### (事前協議及び現地調査)

第5条 設置者は、ごみステーションを新たに設置しようとするときには、市に設置予定場所が次条に定める基準について適合していることの確認を受けた上で、土地所有者及び利用者等の了解を得るなど話し合いにより自主的に決めるものとする。

- 2 前項の確認を受けようとする者は、「届出書」(様式1)を、市に提出しなければならない。ただし、開発行為に伴う設置の場合は、事前協議書の提出をもって、これに代えることができる。
- 3 市は、前項による届出があったときには、必要に応じて現地調査等を実施し、設置予定場所が次条に定める基準について適合しているか判断を行い、設置者に回答する。
- 4 設置者は、第1項によりごみステーションを設置した時は、速やかに市に報告しなければならない。
- 5 市は、設置者より前項の報告を受けたときには、現地調査を実施し、基準を満たしている場合は収集開始日を決定の上、管理者に通知し、ごみ収集を開始する。ただし、基準を満たしていない場合は、設置者にその旨を通知する。

#### (設置基準)

第6条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第13条及び第14条に定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 交差点、横断歩道付近等においては道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全かつ効率的に収集作業をおこなえること。
  - (2) 次のア～ウに該当しないこと。
    - ア 急勾配の道路
    - イ 回転又は方向変換ができない袋路状道路
    - ウ 見通しの悪いカーブした道路等、停車中の車両が交通事故誘発もしくは交通の妨げとなる危険性がある場所
  - (3) 円滑に作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
  - (4) ごみステーションの開口方向が、排出者の安全を考慮した向きであること。
  - (5) 付近のごみステーションとの距離が30m以上離れていること。ただし、隣接して設置する場合はこの限りではない。
- 2 ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、概ね10世帯以上を基準とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、市が前2項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、市が個別に判断するものとする。

#### (管理)

第7条 管理者は、自らの責任においてごみステーションの管理を行うものとする。

- 2 管理者は、利用者が排出するごみが、ごみステーション内に収められるように管理するとともに、ごみが収納しきれない場合は、必要な対策を講じなければならない。ただし、ごみ処理券を貼付したものは、ごみステーションに隣接する場所であれば収納されていなくても構わない。
- 3 ごみステーションの維持管理に要する経費については、管理者若しくは利用者又はその双方が負担するものとする。
- 4 管理者は、管理者の変更、ごみステーションの構造もしくは場所の変更又は、収集を終了する場合は「届出書」(様式1)により市に届出を行うこと。なお、管理者が死亡又は不明な場合は利用者がこれを行うこと。

(紛争)

第8条 ごみステーションの設置、変更又は利用に関して、管理者と利用者または近隣住民との間に紛争が生じた場合は、話し合いにより自主的に解決に当たらなければならない。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を利用者に周知するとともに、違反する利用者に対しては、直接指導を行うこと。

(2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、利用者に徹底を図ること。

(3) ごみステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車や障害となる物の設置がされないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。

2 共同住宅の所有者等は、利用者と協力して次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。

(2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居者にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法を周知しなければならない。

(新築共同住宅)

第11条 共同住宅の建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請または計画通知の前に、当該共同住宅利用者による近隣のごみステーションの利用について管理者と協議を行うこと。

2 前項による協議の結果、共同利用できない場合は、共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

(既存共同住宅)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する市民とごみステーションを共同利用するうえで良好な関係を保持するよう努めなければならない。

2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により、近隣に居住する市民とごみステーションを共同利用するうえで良好な関係を保持できなくなったと市が認める場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。

3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は原則、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと市が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

(共同住宅敷地内の設置場所の基準)

第13条 共同住宅敷地内でのごみステーションの設置場所についての基準は以下のとお

りとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等においては道路交通法に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全かつ効率的に収集作業をおこなえること。
- (3) 道路に接する敷地のうち、次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
  - ア 急勾配の道路
  - イ 回転又は方向変換ができない袋路状道路
  - ウ 見通しの悪いカーブした道路等、停車中の車両が交通事故誘発もしくは交通の妨げとなる危険性がある場所
- (4) 円滑に作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) ごみステーションの開口方向が、排出者の安全を考慮した向きであること。
- (6) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を全て満たす場所であること。
  - ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
  - イ 出入口は道路に 6m 以上接していること。
  - ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員 6m 以上であること。
  - エ 出入口に門がある場合は、幅 6m、高さ 3.5m 以上の開口部があること。
  - オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
  - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。
    - (ア) 回転のため、400 m<sup>2</sup>(20m×20m)以上の場所があること。
    - (イ) 方向転換のため、幅員 6m、長さ 7m 以上の後退で入れる場所があること。
    - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
  - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
  - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
  - ケ その他市長が特に必要と認める事項。

2 前項の規定にかかわらず、市が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、市が個別に判断するものとする。

(共同住宅敷地内の構造の基準)

第 14 条 共同住宅敷地内に設置するごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が留まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、開口部を設けるとともに、排出者の安全を考慮した向きであること。

- (6) 扉を設置する場合は、引き戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
  - (7) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、市が個別に判断するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する
- 2 この要綱の施行の際現に設置されているごみステーションは、この要綱の規定によって設置されたごみステーションとみなす。この場合において、当該ごみステーションは、第 6 条又は第 13 条の規定にかかわらず、設置基準を満たしているものとみなす。
- 3 前項後段の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号（共同住宅の敷地内に設置されている場合にあつては、第 13 条第 1 項第 3 号及び第 5 号。以下同じ。）の基準を満たさないごみステーションの管理者は、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の基準を満たすよう、ごみステーションの構造の変更又は位置の移動をし、その旨市長に届け出なければならない。



様式 1

## ごみステーションに係る届出書

年 月 日

(あて先) 室蘭市生活環境部環境課長

届出者 住所  
氏名 (団体名)

電話番号 ( )

室蘭市ごみステーションの管理及び清潔保持等に関する要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

## 1 届出内容及びその理由

- 新設  移動  管理者変更  廃止  
 その他

## 2 ごみステーション設置場所 (住所・名称等)

※裏面に地図の記入もしくは添付

室蘭市

## 3 ごみステーション利用予定世帯数

世帯

## 4 管理者

- 届出者と同じ  届出者とは別 (下記を記入)

住所

氏名 (団体名)

電話番号

## 同意書 (廃止の場合、記入は不要)

- 室蘭市ごみステーションの管理及び清潔保持等に関する要綱を遵守します。  
 設置したごみステーションに市から改善要求があった際はそれに従います。  
上記について同意します。

(管理者氏名)

以下、市記入欄

年 月 日

- 上記のごみステーションが設置基準を満たしていることを確認しました

収集開始日 年 月 日 ( 曜日 ) から

課長・主幹	係長・主任	係

収受印

--

## ごみステーション設置予定場所

※ ごみステーション設置予定場所について、わかりやすいように記入もしくは添付してください。